

議 案 第 39 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、条例
中の同法の引用部分をこれに合わせるとともに、生活の本拠を共にする交際相
手からの暴力等の被害者を入居者資格に加えるため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和４８年松戸市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ア中「第３条第３項第３号」及び「第５条」の次に「（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第１０条第１項」の次に「（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成２６年１月３日から施行する。